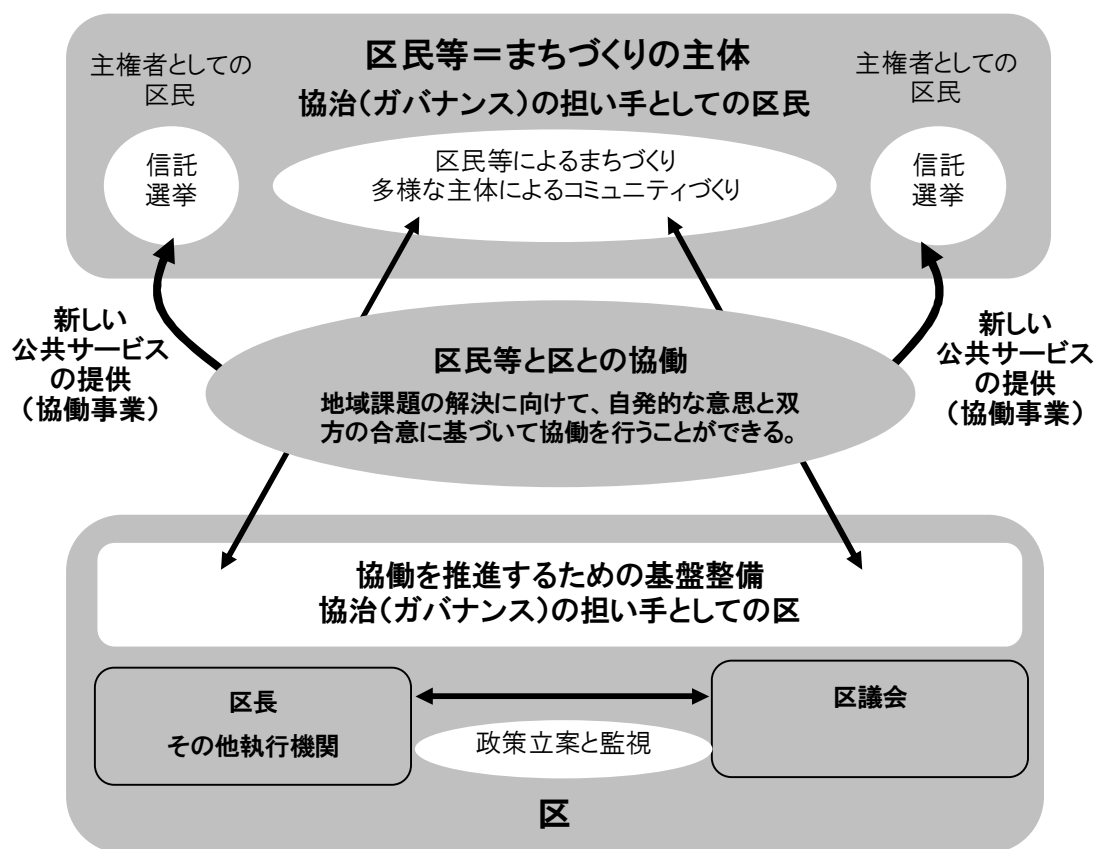


「区民等と区との協働」について

1. 「協働」の理念

(1) 「協働」とは

- ・ さまざまな地域課題を解決するために、区民と区、区民同士など地域に関わる多様な主体の「協働」により、まちづくりが行われる。区民等及び区は、地域課題の解決に向けて、自発的な意思と双方の合意に基づいて「協働」を行うことができる。



(2) 「参加」と「協働」の違い

○ 区政への参加

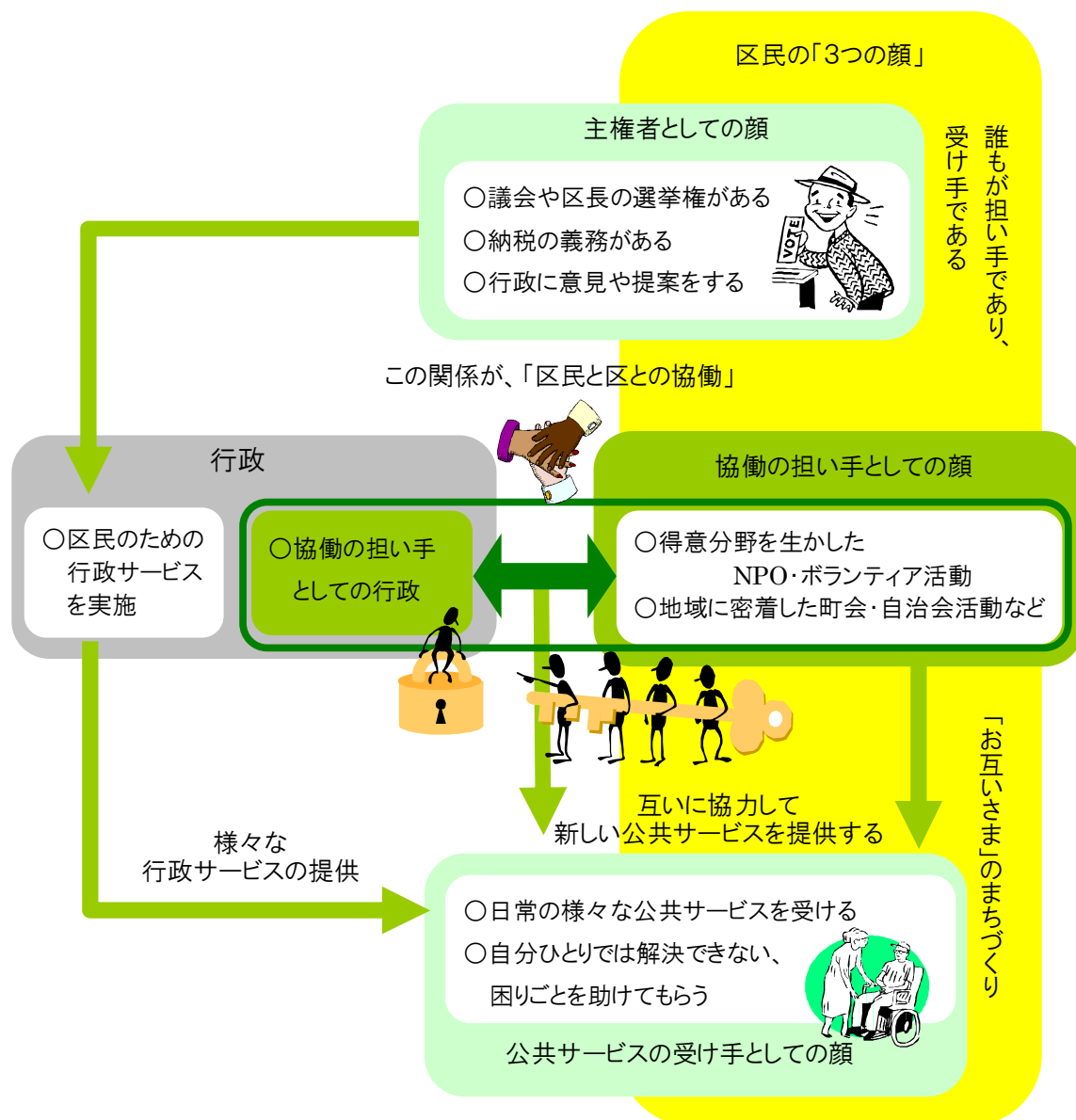
- ・ 主権者としての区民等が、区の政策形成過程に意見や提案をすることにより、区の決定内容に影響を与えること。最終的な決定権は区長及び区議会にある。

○ 区民等と区との協働

- ・ 協治（ガバナンス）の担い手としての区民等が、同じく協治（ガバナンス）の担い手としての区と対等な関係になって、互いに協力し、公共的なサービス提供を行うこと。
- ・ 協働の実施や内容に関する決定権、責任は両者にある。
- ・ また、サービスの提供を行うため、必ず受益者（サービスの受け手）がいる。

(3) 「協働」の担い手としての区民とは

- ・ 「協働」を区民等が担うにあたって、同一人の「区民」には3つの「顔」があると考えられる。ひとつは「主権者としての顔」、ふたつは「公共サービスの受け手としての顔」、そして3つめの顔として「協働の担い手としての顔」を持つ。例えば、NPO やボランティア団体や町会・自治会等と区との協働により新たな事業を行う場合がこれにあたる。
- ・ 区は、これまでどおり行政サービスを行うだけでなく、今後、よりよいサービスの提供のために「協働の担い手」として区民等との協働に取り組む必要がある。



(4) 協働を担う多様な主体

- ・ 墨田区では、これまで培ってきた地域のコミュニティを活かした「すみだらしい協働」を行うため、協働の担い手を幅広く捉えることが求められる。

○ 町会・自治会など

- ・ 交通安全、防犯、防災など地域に住む人々が密接に連携しながら取り組まなければならない地域課題は多岐にわたり、これらの分野では、地域でのネットワークを持ち、地域の状況についてよく知る町会・自治会などとの協働が期待されている。

○ NPO・ボランティア団体など

- ・ 「志」によって結び付いたNPOやボランティア団体などが、高齢者、子育て、障害者支援など生活に密着した分野で自主的な活動を行っており、これらの組織・団体は、社会の変化による新しい課題に対して、独創性、先駆性、専門性があり、かつ柔軟な対応が行えるという特徴を持っている。

○ 企業、商店街など

- ・ 企業や商店街などは、経済活動だけでなく、企業市民として地域貢献を目的とした活動に取り組んでおり、事業者としての専門性や資金力を活かして、協治（ガバナンス）の担い手として多様な主体と協働を進めることが期待されている。

【 協働を担う多様な主体ごとの期待と課題 】

協働の主体	協働の主体として期待されること	今後の課題など
町会・自治会など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着した分野での取り組み ・ 地域に周知徹底や意見集約する際のネットワーク ・ 地域の実情の細かな把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域事情による組織力の違い ・ 次世代の担い手の育成 ・ 他の主体との連携
NPO・ボランティア団体など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独創性、先駆性、専門性 ・ 柔軟な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局機能など、組織マネジメント能力の向上 ・ 組織的、経済的な自立
企業、商店街など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高い専門性やノウハウ ・ 企業市民として地域貢献を目的とした取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 波及効果をあげるための企業間の連携 ・ 地域貢献と企業利益を両立する事業企画

○ 協働の主体としての行政：区

- ・ 区は、公共サービスの担い手であると同時に、他の主体と対等な協働の担い手であることを認識して、行政運営にあたることが求められている。
- ・ そのため区には、職員の意識と資質の向上、協働推進のための制度設計など協働の推進に向けた環境整備を担う役割がある。

(5) 協働の領域

- ・ 公共的な事業には、区民等が独自に行うもの、区が区民の信託によって独自に行うもの、区民等と区の協働により行うものがある。それぞれの事業について、現状を認識し、将来像を描くことが協働を育てることにつながる。

《 協力 》

区が主体的に行うべき事業に対して、区民等がそれぞれの力を活かして協力することで、よりきめ細かい対応や大きな効果が期待できるもの。

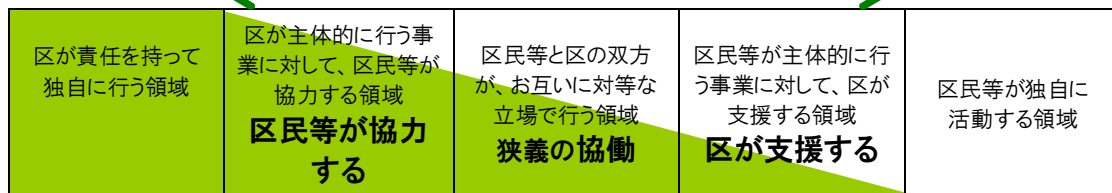
《 狭義の協働 》

地域の課題に対して、区民等と区の双方がお互いに対等な立場で、新たに企画検討段階から役割とその責任を分担することで、より豊かなサービスを提供できるもの。

《 支援 》

区民等が主体的に行う事業に対して、区が後方支援を行うことで、より大きな効果が期待できるもの。

区民等と区の協働の範囲



(6) 協働の原則

- ・ 協働を行うにあたっては、双方が以下の原則を共有して進めるべきである。

1. 対等の関係

双方が上下の関係ではなく、対等の関係を保ちます。

2. 目的の共有

双方が協働の目的を理解し、共有します。

3. 相互理解と役割分担

異なる立場や価値観を持った主体同士がお互いの特性を尊重しあうことで、目的を効果的に達成できる役割分担を行います。

4. 自主・自立

双方が自主性と自己責任のもとで活動します。また、馴れ合いや依存の関係ではなく、お互いに自立した関係を保ちます。

5. 情報の公開※

双方はみずから進んで協働のプロセスについて情報を公開し、説明責任を果たします。

6. 検証と評価

協働それ自体を目的化せず、客観的に協働の成果の検証・評価を行います。

※ 区による情報の公開は、個人情報保護法、墨田区個人情報保護条例、墨田区情報公開条例などの法令を遵守して行います。

(7) 協働に適する事業

- ・ 区が行っている事業のうち、区民等との協働によりどのような効果が得られるかという視点から、協働に適する事業を整理する。

協働に適する事業

- ① 協治のまちづくりにつながる事業
 - ・ 新たな地域課題への対応が求められる
- ② 広く区民等や地域住民の関わりが求められる事業
 - ・ 区民等に対して、きめ細かな周知や説明が求められる
 - ・ 広く区民等からの意見集約が求められる
 - ・ 地域ごとの実情に合わせた内容が求められる
- ③ 行政運営の効率化や事業効果が高まる事業
 - ・ 個別ニーズに合った柔軟な対応が求められる
 - ・ 先駆的、実験的な側面が大きい
 - ・ 高い専門性が求められる

2. 協働推進に向けた区の施策の方向性

墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会報告（平成19年2月）を受け、区では、現在、以下のとおり、協働推進に関する取り組みを進めている。

[区民等と区との協働のルールづくり]

- ・ 区民等と区が共通の理念を持って協働を推進できるよう、現在、協働の意義・基本的な進め方等を定めた「協働推進指針」の作成を行っている。

[協働をコーディネートするための区役所づくり]

- ・ 平成19年度に設置した庁内検討会及びワーキンググループにおいて、「協働を推進するための職員マニュアル」を策定し、そのマニュアルをもとに全庁説明会を実施するとともに、協働に関する職員研修などを随時、行っている。

[区民等の活動のバックアップ]

- ・ 区民等による公共サービスの活動を支援するため、「NPO支援アドバイザー派遣」事業の実施、「すみだ地域応援サイト いっしょにネット」の開設など、さまざまな支援施策を行っている。
- ・ また、意欲的な団体による公益活動について、その自立に向けての経済的支援を始め、区民等の力を活かした協働推進のための制度構築について、検討を進めている。

なお、「墨田区における協働事業の事例」については「参考資料5」のとおり。また、他自治体の条例事例(⑦協働)については「参考資料6」、「市民による公益活動への基金制度については「参考資料7」、他自治体の条例事例(⑧基金)については「参考資料8」を参照のこと。